

別紙2

訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
別表 訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法 通則 1～3 (略) 区分 01・01-2 (略) 02 訪問看護管理療養費 1 月の初日の訪問の場合 イ 機能強化型訪問看護管理療養費1 <u>12,530円</u> ロ 機能強化型訪問看護管理療養費2 <u>9,500円</u> ハ 機能強化型訪問看護管理療養費3 <u>8,470円</u> ニ イからハまで以外の場合 <u>7,440円</u> 2 月の2日目以降の訪問の場合(1日につき) <u>3,000円</u> 注1～11 (略) 03～05 (略)	別表 訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法 通則 1～3 (略) 区分 01・01-2 (略) 02 訪問看護管理療養費 1 月の初日の訪問の場合 イ 機能強化型訪問看護管理療養費1 <u>12,400円</u> ロ 機能強化型訪問看護管理療養費2 <u>9,400円</u> ハ 機能強化型訪問看護管理療養費3 <u>8,400円</u> ニ イからハまで以外の場合 <u>7,400円</u> 2 月の2日目以降の訪問の場合(1日につき) <u>2,980円</u> 注1～11 (略) 03～05 (略)

(6) 訪問入浴介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。

(7) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。）及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。

ロ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

3 訪問看護費

イ 指定訪問看護ステーションの場合

- | | |
|---|----------------|
| (1) 所要時間20分未満の場合 | <u>312単位</u> |
| (2) 所要時間30分未満の場合 | <u>469単位</u> |
| (3) 所要時間30分以上1時間未満の場合 | <u>819単位</u> |
| (4) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 | <u>1,122単位</u> |
| (5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問の場合
(1回につき) | <u>297単位</u> |

ロ 病院又は診療所の場合

- | | |
|--------------------------|--------------|
| (1) 所要時間20分未満の場合 | <u>264単位</u> |
| (2) 所要時間30分未満の場合 | <u>397単位</u> |
| (3) 所要時間30分以上1時間未満の場合 | <u>571単位</u> |
| (4) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 | <u>839単位</u> |

ハ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して指定訪問看護を行う場合 2,945単位

注1～15 (略)

ニ～チ (略)

4 訪問リハビリテーション費

イ 訪問リハビリテーション費 (1回につき) 292単位

3 訪問看護費

イ 指定訪問看護ステーションの場合

- | | |
|---|----------------|
| (1) 所要時間20分未満の場合 | <u>311単位</u> |
| (2) 所要時間30分未満の場合 | <u>467単位</u> |
| (3) 所要時間30分以上1時間未満の場合 | <u>816単位</u> |
| (4) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 | <u>1,118単位</u> |
| (5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問の場合
(1回につき) | <u>296単位</u> |

ロ 病院又は診療所の場合

- | | |
|--------------------------|--------------|
| (1) 所要時間20分未満の場合 | <u>263単位</u> |
| (2) 所要時間30分未満の場合 | <u>396単位</u> |
| (3) 所要時間30分以上1時間未満の場合 | <u>569単位</u> |
| (4) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 | <u>836単位</u> |

ハ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して指定訪問看護を行う場合 2,935単位

注1～15 (略)

ニ～チ (略)

4 訪問リハビリテーション費

イ 訪問リハビリテーション費 (1回につき) 290単位